

## 企画競争に関する公告

下記のとおり企画競争に付します。

令和3年1月15日

支出負担行為担当官

金融庁総合政策局秘書課長 柳瀬 護

### 記

#### 1. 企画競争に付する事項

金融庁における事務所の借上げ

#### 2. 企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人、又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 過去に同種又は類似の業務の実績があること。

#### 3. 企画競争参加申込み及び企画書等の提出期限

企画競争に参加を希望する者は、令和3年2月10日(水)17時までに、下記(1)に参加申込み及び企画書等の提出を行うこと(参加申込書は、下記(1)にて配布する。E-mailによる配布も行っているので、希望する者は下記(1)に問い合わせること。)

(1) 提出先 東京都千代田区霞が関3-2-1 (中央合同庁舎7号館8階810室)  
金融庁監督局証券課資産運用室投資運用業第一係  
電話 03-3506-6000 (内線 3359、2362)

(2) 受付時間 平日10時から12時、13時から17時まで

(3) 提出書類 企画競争参加要領のとおり

(4) 申込要領 その他本件企画競争に関する詳細は、公示の日より上記にて配布する企画競争参加要領等によることとする。

#### 4. 企画競争に関する説明会

新型コロナウイルス感染症への感染予防等の観点から、入札説明会は実施しない。調達仕様書などに関し質疑等がある場合は、令和3年2月3日(水)17時までに、質問事項及び資料の該当箇所を簡潔に記載し、電子メールにより質問すること(電子メールが使用できない者については、別途事前に相談すること)。なお、電子メールの送付先については、3.(1)に問い合わせること。

質問に対する回答は、電子メールにて質問者(担当者1名)へ返信するものとする。

なお、質問及び回答は、質問者名及び質問者が特定できる部分等を削除した上で、電子メールにて参加申込書を提出した者(各社担当者1名)へ配信するものとする。

#### 5. 企画書の無効

本公告に示した企画競争に必要な資格のない者の企画書は、無効とする。

#### 6. その他

(1) 電子メールを使用する際の留意事項

- ・電子メールを送信した際又は当方が受信した際、電子メール以外の電話等による方法で、双方が送受信の旨を連絡・確認することとする(電話の場合:平日 10:00~12:00、13:00~17:00)
- ・当方向けの電子メールについては、1回で10メガバイトまでの情報(添付ファイルを含む)とすること

(2) 企画競争参加申込書及び募集内容等の詳細については、3.(1)提出先まで照会すること。

(3) 本件は、令和3年度の国の予算が成立することを条件とした企画競争である。

以上